

南砺市市民センター設置条例についてのパブリックコメントの結果について

南砺市市民センター設置条例について、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

- 1 募集案件 南砺市市民センター設置条例について
- 2 募集期間
 - ・令和2年2月7日（金）から令和2年2月26日（水）まで
- 3 閲覧場所
 - ・市ホームページ
 - ・各行政センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー
- 4 ご意見の提出方法
 - ・郵送
 - ・ファックス
 - ・電子メール
 - ・直接持参
- 5 提出されたご意見（件数）
 - ・個人1件
- 6 ご意見の内容
別添による。
- 7 市の考え方
別添による。

南砺市市民センター設置条例に対して、市民から提出されたご意見と市の回答について

令和2年2月26日

市民協働部 南砺で暮らしません課

令和2年2月7日（金）から令和2年2月26日（水）にかけて実施した、南砺市市民センター設置条例に対するパブリックコメントにつきまして、貴重なご意見をありがとうございました。

期間中に寄せられましたご意見は1件でした。

それらのご意見の内容と市の回答を公表いたします。

南砺市市民センター設置条例についての
パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方（回答）

令和2年2月7日（金）から令和2年2月26日（水）まで実施した、南砺市市民センター設置条例のパブリックコメントにおいて、1件のご意見をいただきました。

ご意見と市の考え方は次のとおりです。

受付番号	ご意見	市の考え方（回答）
1	<p>合併以来、慣れ親しんできた「〇〇行政センター」の名称を、「〇〇市民センター」に変更するのみの条例廃止と条例制定ですが、今回、単に現在の行政センターの業務内容の見直しに伴うためだけの理由の条例廃止と条例制定なのでしょうか？どうしても名称変更をしなくてはならない明確な理由（目的）を提示してください。</p> <p>また、関係課に相談やお願いに行くと「お金が無い。」「予算が無い。」といつも言われます。今回の名称変更に伴い、行政センターの建物表示看板の修正や道路案内表示（青色パネル）の修正、南砺市封筒等事務関係の修正や印刷などに相当な費用が必要になると思います。名称変更に伴い発生する修正・訂正等の費用について、どのような内容に対して、どれだけの費用が必要となり、総額費用はどの程度になるのか、提示してください。</p>	<p>名称変更についてですが、これまでの行政センターは主に地域振興窓口と市民生活窓口で様々な業務を行ってきました。しかしながら、令和2年7月の庁舎統合に伴い、地域振興窓口の主な業務は担当課に移行し、市民生活窓口の業務が残ることとなります。取り扱う業務内容の変更併せた名称の変更であることをご理解ください。</p> <p>また、今回の名称変更は、庁舎統合に伴うものであり、建物表示看板、道路案内表示及び封筒などの修正については名称変更の有無に関わらず費用は発生しますので、合わせてご理解をお願いします。</p>